（資料提供等）

第三十条　関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条　本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条　関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2　関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3　前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「総務企画局」を「総合政策局」に、「検査局」を「企画市場局」に改める。

第二条中「総務企画局　検査局」を「総合政策局　企画市場局」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「総務企画局」を「総合政策局」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　国立国会図書館支部金融庁図書館に関すること。

第三条第一項中第五号から第十一号までを削り、第十二号を第五号とし、第十三号を第六号とし、第十四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　金融庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

第三条第一項中第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　金融庁の行政の考査に関すること。

十二　金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

第三条第一項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十三号とし、同号の次に次の六号を加える。

十四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

十五　法令案その他の公文書類の審査に関すること。

十六　金融庁の保有する情報の公開に関すること。

十七　金融庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十八　金融庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十九　国会との連絡に関すること。

第三条第一項第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十　広報に関すること。

二十一　金融庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

二十二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の五の規定による審判の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。

第三条第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。